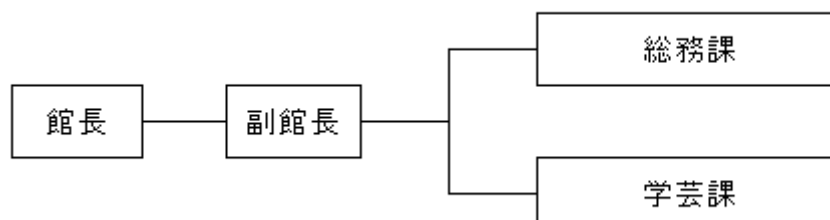


第3部 美術館

1 施設の概要

| | |
|------------|--|
| 所在地 | 福島市森合字西養山1番地 |
| 設置年月 | 昭和59年4月 |
| 設置目的 | 県民の美術に対する知識及び教養の向上を図るため |
| 主な業務(展示内容) | <ul style="list-style-type: none">・ 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること・ 美術に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと・ 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること |
| 敷地面積 | 60,500 m ² (県立図書館併置) |
| 建物床面積 | 9080.7 m ² |
| 建設費 | 49億円 |
| 職員数 | 非常勤館長 1名 正規職員 13名 臨時事務補助員 2名 計 16名 平成18年5月1日現在 |
| 収蔵作品総数 | 計1,989点 |
| 開館時間等 | 開館時間 9:30～17:00(最終入館は16:30) 休館日 月曜日(祝祭日を除く) 祝祭日の翌日(土日を除く) 年末年始(12月28日～1月4日) |

2 組織の概要



3 財務状況

以下に平成16年度～平成18年度の決算を示した。平成18年度で見ると、歳出は本庁執行分の人件費を含めると約3億7千9百万円、歳入は約3千5百万円であり、歳入から歳出を差し引いた額は約3億4千3百万円のマイナスとなっている。

| | | 決算状況 | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | (単位 円) | | |
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 総務費 | | 0 | 0 | 8,786,171 |
| | 報償費 | 0 | 0 | 180,000 |
| | 旅費 | 0 | 0 | 472,500 |
| | 需用費 | 0 | 0 | 1,820,214 |
| | 役務費 | 0 | 0 | 1,696,457 |
| | 委託料 | 0 | 0 | 1,617,000 |
| | 使用料及び賃借料 | 0 | 0 | 3,000,000 |
| 労働費 | | 3,037,893 | 3,871,817 | 2,148,449 |
| | 共済費 | 241,953 | 261,516 | 219,589 |
| | 賃金 | 1,804,812 | 1,846,570 | 1,928,860 |
| | 委託料 | 991,128 | 1,763,731 | 0 |
| 教育費 | | 428,950,913 | 403,332,457 | 367,709,052 |
| 美術館執行分 | 報酬 | 7,407,300 | 7,407,300 | 7,416,200 |
| | 職員手当等 | 120,000 | 120,000 | 170,000 |
| | 共済費 | 1,180,612 | 1,087,518 | 552,628 |
| | 賃金 | 2,340,484 | 1,842,357 | 1,767,560 |
| | 報償費 | 2,068,524 | 1,542,725 | 2,487,790 |
| | 旅費 | 5,620,580 | 5,196,630 | 5,606,010 |
| | 交際費 | 30,000 | 42,600 | 47,500 |
| | 需用費 | 91,212,957 | 95,681,672 | 86,692,981 |
| | 役務費 | 20,574,086 | 12,788,988 | 27,426,918 |
| | 委託料 | 115,916,206 | 105,341,463 | 104,297,396 |
| | 使用料及び賃借料 | 21,782,184 | 28,136,126 | 15,529,679 |
| | 工事請負費 | 23,905,350 | 0 | 0 |
| | 備品購入費 | 1,432,830 | 3,143,523 | 1,515,690 |
| | 負担金、補助及び交付金 | 10,141,800 | 15,003,755 | 86,700 |
| | 公課費 | 0 | 37,800 | 0 |

| | | | | |
|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 本庁執行分 | 給料 | 66,702,000 | 68,036,000 | 62,601,000 |
| | 職員手当等(退職手当除く) | 40,305,000 | 38,842,000 | 33,853,000 |
| | 共済費 | 18,211,000 | 19,082,000 | 17,658,000 |
| 歳出計 (A) | | 431,988,806 | 407,204,274 | 378,643,672 |

| | | | |
|----------|------------|------------|------------|
| 使用料及び手数料 | 18,157,626 | 12,890,619 | 26,370,985 |
| 財産収入 | 4,865,390 | 3,869,670 | 7,180,070 |
| 諸収入 | 8,802,117 | 14,469,303 | 1,786,818 |
| 歳入計 (B) | 31,825,133 | 31,229,592 | 35,337,873 |

| | | | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 差引 (B) - (A) | 400,163,673 | 375,974,682 | 343,305,799 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|

以下では平成18年度の行政コスト計算書を作成して運営コストを分析した。

行政コスト計算書

(単位 円)

| | | | |
|---------------------------|----------|-------------|-------------|
| 行政コスト | 人にかかるコスト | 人件費 | 122,470,417 |
| | | 退職給与引当繰入金 | 18,200,000 |
| | 物にかかるコスト | 物件費 | 253,418,765 |
| | | 工事請負費 | 0 |
| | | 減価償却費 | 98,000,000 |
| | 移転支出的コスト | | 2,754,490 |
| 計 | | 494,843,672 | |
| 収入項目 | 使用料・手数料等 | | 35,337,873 |
| | 計 | | 35,337,873 |
| 差引行政コスト | | | 459,505,799 |
| 入館者1人当たり (入館者数 77,421人) | | | 5,935 |
| 県民1人当たり (県の人口 2,081,243人) | | | 221 |

退職給与引当繰入金については、県財政グループで計算した県全体の額を基に、職員1人当たりの額を約140万円として試算。

減価償却費については、施設総工費を耐用年数(50年として)で均等分割して算出。

4 利用状況

県立美術館の具体的な業務を以下に示した（美術館パンフレットからの抜粋）。
主な業務としては、展覧会、教育普及、収集保存がある。

展覧会

常設展示・・・常設展示室において、当館で所蔵する美術作品を常時公開するもので、年に4回の展示替を行います。また、収蔵品による「特集展示」として、テーマを設けた特別な展示をすることがあります。

企画展示・・・当館独自もしくは他機関との連携による企画により、年5回程度の、さまざまな時代、芸術家を取り上げた、テーマにそった展示会を行います。

美術館への年賀状展・・・県内の小中学生から募集した手作りの年賀状を、エントランスホールに展示します。

教育普及

実技講座・・・油絵、彫塑、版画、工芸などの実技講習を行う実技講座、作家を招いてその制作技法に学ぶ技法講座、小学生とその親を対象にした親と子の美術教室を年間を通じて開催しています。

各種レクチャー・・・外部から講師を招く講演会、館長や学芸員による美術鑑賞講座、常設展や企画展を展示室で開設するギャラリートークなどを開催します。

映画会・ビデオ制作・・・国内外の優れた映画を講堂で上映します。また、ビデオコーナーでは自主制作番組を中心し、美術についてのビデオ番組を自由に視聴できます。

収集保存

福島県にゆかりのあるものを中心に、近代以降の国内外の優れた美術作品を収集しています。また、良好な環境での保存のための調査研究を行い、必要に応じて修復を行います。

次ページの表で示されているように、年間の入館者数が県の人口の約4%（平成18年度実績）であることは、県民のための美術館ということからすれば決して高い数字であるとは言えない。また、施設の運営コストにおいて「3 財務状況」で示した多額の県費を投入していることを考慮すれば、更なる観覧者の増加が望まれる。

なお、平成16年度については、企画展「アートオブ スター・ウォーズ展」の影響で観覧者が平成17年度、18年度に比較して多くなっている。

| | | 入館者数 (単位 人、%) | | |
|------|-------------|---------------|-----------|-----------|
| 区分 | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 有料 | 常設展 | 5,293 | 5,494 | 6,499 |
| | 企画展 | 88,118 | 13,447 | 33,370 |
| | 計 | 93,411 | 18,941 | 39,869 |
| 無料 | 常設展 | 44,459 | 26,009 | 22,266 |
| | 企画展 | 14,399 | 13,280 | 15,286 |
| | 計 | 58,858 | 39,289 | 37,552 |
| 合計 | 常設展 | 49,752 | 31,503 | 28,765 |
| | 企画展 | 102,517 | 26,727 | 48,656 |
| | 計 | 152,269 | 58,230 | 77,421 |
| | (県人口に占める割合) | 7.2 | 2.8 | 3.7 |
| 県の人口 | | 2,105,267 | 2,096,406 | 2,081,243 |

県の人口は福島県のホームページ「ふくしま統計情報 BOX」の「福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）」による。

企画展 平成16年度 アートオブ スター・ウォーズ展 77,601人 他
 平成17年度 爆発する芸術・岡本太郎展 21,976人 他
 平成18年度 名画の散歩道 山形美術館名目展 15,014人 他

【意見】

私は、「第2部 図書館」で述べたとおり、教育とは、教え育てて育成する義務的な面と、学問の自由を尊重するという自主的な面があり、どちらか一方のみでは教育・文化レベルの向上は難しいと考えているが、これまでの美術館の運営においては、館側からの働き掛けつまり義務的な面が弱かったと考える。このことは、美術館で実施したアンケート結果（対象：平成18年度企画展）において、観覧者の約半数が福島市内を中心とする県北地方の居住者であることから伺える。

今後は新規利用者を増やすため、自らの力で観覧者を増やそうとする積極性が必要である。

以下に具体的な方策について2つの面に分けて提案したい。

(美術館に興味を持ってもらう、新規に利用してもらう仕組みづくり)

各学校と連携して、授業の一環として県立美術館を利用してもらう。

現役及び退職教員(主に美術)や地域の美術に興味のある人を美術館ボランティアとして募集し、美術館の案内人として美術館運営に協力してもらう。

学芸員を学校や公民館等へ派遣する事業をより積極的に実施する。

学芸員や美術館ボランティアが、所蔵する美術品について取得動機、感想を書いて地元紙等に投稿するとともに、県立美術館のホームページにも同内容を掲載し、県民から意見、感想をもらう。

美術品の選定において、県民の意見を反映させる。具体的な方法としては、ホームページの活用、意見箱を設置する。

(利用しやすい環境づくり)

企画展について開館時間を延長させる。

駐車場は併設する図書館と共用で150台分という状況であるが、美術館において人気のある企画展を開催している期間は、不足することも想定されることから、その対応について十分検討する必要がある。

公共交通機関であるバスによる来館者の利便性を図るために、敷地内にバス停を設置する。現在、バスによる利用者は、直近のバス停で降車後、約2分程歩いて美術館を訪れている。高齢の利用者もいることから、ぜひ実現していただきたい。

5 財務事務

(1) チケット販売

県立美術館においては、受付、案内、展示物の監視業務について、業者に委託を行っている。この委託契約には、チケット販売業務が含まれている。公金の徴収又は収納を私人に取り扱わせることは地方自治法により原則禁止されている。

(私人の公金取扱いの制限)

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

美術館のチケット収入は「使用料」に分類されるが、私人に取り扱わせても責任関係が不明確にならず、公正な取扱が期待され、かつ、県の収入が一層確保されるときに限って以下のとおり地方自治法施行令により例外が認められており、私人に委託できるとされている。この場合は、委託したことを告示すること、チケット売場において委託していることの表示が必要とされている。

(歳入の徴収又は収納の委託)

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 1 使用料
- 2 手数料
- 3 賃貸料
- 4 物品売払代金
- 5 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

【指摘】

しかし、県は、チケット販売の委託を開始した際に告示を行っておらず、また、現状において、美術館のチケット売場に当該表示を設置していない。

については、チケット売場において、観覧料の徴収を業者に委託している旨の表示を設置する必要がある。

(2) チケット管理

日々のチケット管理については、汚損が生じる可能性がある。実際に調べたところ、平成18年度においては、1枚の汚損があった。

チケットについては、「美術館における観覧料等収入に係る事務処理要領」で規定された様式「観覧券出納・発売明細表」により管理することになっているが、当該汚損については、余白に汚損したチケットの番号と「汚損」という文字が記載されているだけであった。

【意見】

チケットは一種の金券であり、当然、厳正な管理が必要である。現行の処理においては、そもそも当該チケットを不用のものとしてよいか何う手続、つまり不用の決定が欠けていると思われる。については、不用の決定を行う様式を整備するとともに、実際に当該手続を行う必要があると考える。

(3) 委託契約

美術館の空調設備保守点検業務は、併設する図書館もその業務の対象としている。

最近の過去3年間の契約額は以下のとおりである。

(単位 円)

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----|------------|------------|------------|
| 契約額 | 10,500,000 | 10,531,500 | 10,531,500 |

本契約は、開館以来、当該空調施設の施工業者と随意契約を締結しているが、その随意契約の理由は、設備機器の内容を最も熟知していることとされている。

【指摘】

美術館の設置者は県であり、当然県は施設の内容を最も熟知していなければならない。県側が建設時の施工業者と同じ業者を相手方として、このような随意契約を締結し続けることは、施工時の競争入札の意味をなくしていると言える。

設置者である県は、責任と自覚を持って県有施設を管理しなければならない。

今回のようなケースにおいては、随意契約の理由は立たず、競争入札によって受託業者を選定すべきである。

(4) 基金

美術品に関する業務については、福島県立美術館条例により以下のとおり規定されている。

(業務)

第3条 美術館において行う業務は次のとおりとする。

1 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

・
・
・

なお、美術品の取得においては、福島県美術品等取得基金条例により基金が設置されている。

(設置)

第1条 美術品及び博物館資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、地方自治法

第241条第1項の規定に基づき、福島県美術品等取得基金を設置する。

平成19年3月末現在の当該基金の状況は以下のとおりである。

美術品等取得基金状況(平成19年3月末) (単位 円)

| | 美術館分 | 博物館分 | 計 |
|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 基金による購入(累計) | 3,464,246,563 | 550,053,743 | 4,014,300,306 |
| 県費買戻(累計) | 2,826,372,800 | 509,053,743 | 3,335,426,543 |
| 基金現物残 | 637,873,763 | 41,000,000 | 678,873,763 |
| 基金現金残高 | 2,556,237 | 43,490,000 | 46,046,237 |
| 基金計 | 640,430,000 | 84,490,000 | 724,920,000 |

県教育委員会は、本来は必要な美術品等を基金により購入し、県費による買い戻しをすることによって基金を現金で有するようになってきたが、最近の県財政状況の悪化によって、県費による買い戻しができず、当該基金の美術館分の現金残高は平成19年3月末現在2,556,237円しかなく、現実には美術品を購入することができない事態となっている。

以下に当該基金設立以来の状況を示したが、平成10年度付近を境に県費による買い戻しがされなくなってきたことが分かる。

美術品等取得基金状況(昭和58年度～) (単位 円)

| 年 度 | 基金積立 等 A | 基金による購入 B | | 県費買戻 C | | 基金現金残高 D=A - E | | | 基金現物 残 E=B - C |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|------------|-------------|----------------------|
| | | 美術館 | 博物館 | 美術館 | 博物館 | 美術館 | 博物館 | 計 | |
| | | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 累計金額 |
| 54 | 300,000,000 | | | | | 300,000,000 | 0 | 300,000,000 | 0 |
| 55 | 100,000,000 | 226,200,000 | | | | 173,800,000 | 0 | 173,800,000 | 226,200,000 |
| 56 | 200,000,000 | 366,500,000 | | | | 72,700,000 | 80,000,000 | 7,300,000 | 592,700,000 |
| 57 | | 177,600,000 | | 200,000,000 | | 50,300,000 | 80,000,000 | 29,700,000 | 570,300,000 |
| 58 | | 206,100,000 | | 230,000,000 | | 26,400,000 | 80,000,000 | 53,600,000 | 546,400,000 |
| 59 | | 254,400,000 | 50,000,000 | 300,000,000 | 50,000,000 | 19,200,000 | 80,000,000 | 99,200,000 | 500,800,000 |
| 60 | | 236,100,000 | 100,000,000 | 200,000,000 | 100,000,000 | 16,900,000 | 80,000,000 | 63,100,000 | 536,900,000 |
| 61 | | 113,000,000 | 85,000,000 | 150,000,000 | 85,000,000 | 20,100,000 | 80,000,000 | 100,100,000 | 499,900,000 |
| 62 | | 68,560,000 | 55,000,000 | 80,000,000 | 55,000,000 | 31,540,000 | 80,000,000 | 111,540,000 | 488,460,000 |
| 63 | | 80,900,000 | 40,000,000 | 100,000,000 | | 50,640,000 | 40,000,000 | 90,640,000 | 509,360,000 |
| 元 | | 45,950,000 | 16,580,770 | 103,380,000 | 16,580,770 | 108,070,000 | 40,000,000 | 148,070,000 | 451,930,000 |
| 2 | | 179,953,800 | 20,000,000 | 100,000,000 | 20,000,000 | 28,116,200 | 40,000,000 | 68,116,200 | 531,883,800 |
| 3 | | 66,140,000 | 19,225,568 | 100,700,000 | 19,225,568 | 62,676,200 | 40,000,000 | 102,676,200 | 497,323,800 |

| | | | | | | | | | |
|----|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 4 | | 83,600,000 | | 540,923,800 | 40,000,000 | 520,000,000 | 80,000,000 | 600,000,000 | 0 |
| 5 | | 99,950,000 | 19,991,865 | 99,950,000 | 19,991,865 | 520,000,000 | 80,000,000 | 600,000,000 | 0 |
| 6 | 22,920,000 | 415,120,000 | 17,510,000 | 79,570,000 | 17,510,000 | 204,880,000 | 82,490,000 | 287,370,000 | 335,550,000 |
| 7 | 102,000,000 | | 82,187,540 | | 18,000,000 | 304,880,000 | 20,302,460 | 325,182,460 | 399,737,540 |
| 8 | | 186,299,000 | | 409,699,000 | 64,187,540 | 528,280,000 | 84,490,000 | 612,770,000 | 112,150,000 |
| 9 | | 10,000,000 | | 100,000,000 | | 618,280,000 | 84,490,000 | 702,770,000 | 22,150,000 |
| 10 | | 136,500,000 | | | | 481,780,000 | 84,490,000 | 566,270,000 | 158,650,000 |
| 11 | | 104,185,000 | 3,558,000 | 22,150,000 | | 399,745,000 | 80,932,000 | 480,677,000 | 244,243,000 |
| 12 | | 256,322,000 | | | | 143,423,000 | 80,932,000 | 224,355,000 | 500,565,000 |
| 13 | | 42,035,000 | | | | 101,388,000 | 80,932,000 | 182,320,000 | 542,600,000 |
| 14 | | 21,887,250 | | | 3,558,000 | 79,500,750 | 84,490,000 | 163,990,750 | 560,929,250 |
| 15 | | 28,145,000 | | | | 51,355,750 | 84,490,000 | 135,845,750 | 589,074,250 |
| 16 | | 41,230,000 | 21,000,000 | 10,000,000 | | 20,125,750 | 63,490,000 | 83,615,750 | 641,304,250 |
| 17 | | 8,937,025 | | | | 11,188,725 | 63,490,000 | 74,678,725 | 650,241,275 |
| 18 | | 8,632,488 | 20,000,000 | | | 2,556,237 | 43,490,000 | 46,046,237 | 678,873,763 |
| 計 | 724,920,000 | 3,464,246,563 | 550,053,743 | 2,826,372,800 | 509,053,743 | 2,556,237 | 43,490,000 | 46,046,237 | 678,873,763 |

【意見】

美術館には、それぞれの時代の背景の中で生まれた文化活動の証たる美術作品を文化財として後世に残していく使命があり、この使命を果たすためには、厳しい財政状況の中でも一定額の県費による買い戻し、基金の積立が必要である。

なお、基金での美術品購入ができない状況において、県立美術館においては交換展と呼ばれる企画を開催している。これは、お互いの美術館が所蔵する美術品を貸し合うもので、基本的には運搬費以外のコストは掛からない。平成18年度においては山形美術館との交換展を開催し、平成20年度においては、三重県立美術館との交換展を開催する予定である。これは、自ら所蔵する方法以外にも、県民に対して優れた美術品に触れる機会を提供できる方法があることを示す好事例であり、今後も積極的に活用してほしいと思う。

また、県財政が逼迫している状況においては、実行委員会方式（例：地元報道機関の共催）等が有効であるので、積極的に活用されたい。

(5) 行政財産の使用許可

レストラン営業に係る行政財産の使用許可は、年間を通した許可であり、財務規則第39条第1号の「会計年度単位で定めた収入金」に該当する。

(納期限)

第39条 収入金の納期限は、法令の定めがある場合を除くほか、次に掲げる区分により指定しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を指定しなければならない。

1 会計年度単位で定めた収入金は、その年度の4月末日

・
・
・

この場合、通常は4月末日を納期限とすべきであるが、平成18年の4月末日は日曜日であり、上記ただし書きにより翌日の5月1日(月)を納期限としなければならない。

しかし、実際の事務処理においては、4月28日(金)を納期限としていた。

【指摘】

単純なミスとの説明であったが、その設定には慎重を期さなければならない。